

令和6年度第1回三重県鳥獣被害対策連携会議 事項書

日時：令和6年6月7日（金）10時00分から10時20分

場所：県庁3Fプレゼンテーションルーム

- 1 ツキノワグマの出没状況について
- 2 ツキノワグマへの新たな対応について

(配付資料)

- ・ 事項書
- ・ 委員名簿
- ・ 座席表
- ・ 三重県鳥獣被害対策連携会議設置要綱
- ・ 資料1：ツキノワグマの出没状況について
- ・ 資料2：ツキノワグマへの新たな対応について

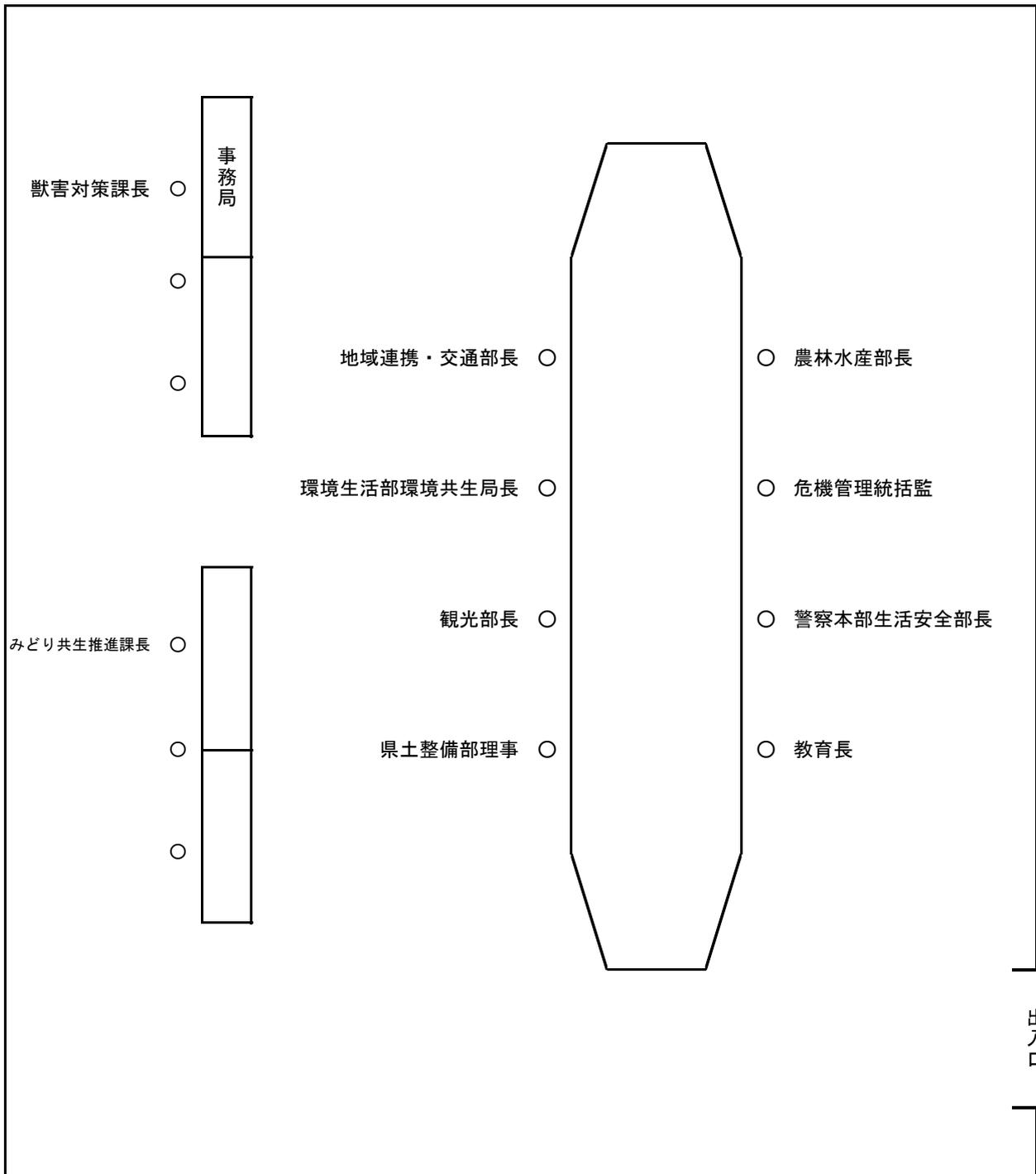
三重県鳥獣被害対策連携会議 委員名簿

	職名	氏名
1	危機管理統括監	清水 英彦
2	農林水産部長	中野 敦子
3	地域連携・交通部長	長崎 禎和
4	環境生活部環境共生局長	佐藤 弘之
5	観光部長	生川 哲也
6	県土整備部理事	佐竹 元宏
7	教育長	福永 和伸
8	警察本部生活安全部長	出口 浩

(委員長) 危機管理統括監
(副委員長) 農林水産部長

三重県鳥獣被害対策連携会議(6月7日)座席表

プレゼンテーションルーム



三重県鳥獣被害対策連携会議設置要綱

(趣旨)

第1条 近年、気候変動等に伴う野生鳥獣の分布域・生態の変化が確認されるとともに、人口減少に伴う集落機能の低下等により、人の生活圏に出没する野生鳥獣が増加傾向にある。こうした中、県民の皆さんの安全・安心の確保に向け、従来の農林水産業に係る獣害対策に加えて、野生鳥獣による威嚇や家屋侵入、交通事故などの生活環境被害・人身被害の軽減・未然防止や、野生鳥獣に関する正確で迅速な情報の発信が強く求められている。このため、関係部局が連携して総合的な鳥獣被害対策を推進し、被害の効率的・効果的な防止を図ることを目的に、「三重県鳥獣被害対策連携会議」（以下、「連携会議」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 野生鳥獣による被害の状況や野生鳥獣の生息状況等の共有
- (2) 野生鳥獣による被害の軽減・未然防止に向けた対策の検討
- (3) 県内市町、関係団体との連絡調整
- (4) 野生鳥獣に関する正確で迅速な情報の発信

(組織)

第3条 連携会議は、委員長、副委員長及び別表1に掲げる職にあるもの(以下「委員」という。)をもって構成する。

- 2 委員長は危機管理統括監を、副委員長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。
- 5 連携会議は委員長が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 連携会議に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は連携会議の目的を円滑に達成することに従事する。
- 3 幹事会は班長、副班長及び別表2に掲げる職にあるもの(以下「構成員」という。)をもって組織する。
- 4 班長は農林水産部農業基盤整備・獣害担当次長を、副班長は農林水産部獣害対策課長、防災対策部危機管理課長をもって充てる。
- 5 幹事会は班長が招集し、これを主宰する。また、幹事会には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務等)

第5条 連携会議の庶務は、農林水産部獣害対策課が行う。なお、県庁内の総合調整については、防災対策部危機管理課と協力して行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

別表1（第3条関係）

連 携 会 議	
危機管理統括監	委員長
農林水産部長	副委員長
地域連携・交通部長	
環境生活部環境共生局長	
観光部長	
県土整備部理事	
教育長	
警察本部生活安全部長	

別表2（第4条関係）

幹 事 会		
農林水産部	農業基盤整備・獣害担当次長	班長
	獣害対策課長	副班長
	農林水産総務課長	
	みどり共生推進課長	
防災対策部	危機管理課長	副班長
地域連携・交通部	地域連携・交通総務課長	
環境生活部	環境生活総務課長	
観光部	観光総務課長	
県土整備部	住宅政策課長	
	河川課長	
教育委員会	教育総務課長	
警察本部	生活安全企画課長	

【資料1】

ツキノワグマの出没状況について

ツキノワグマの出没状況について

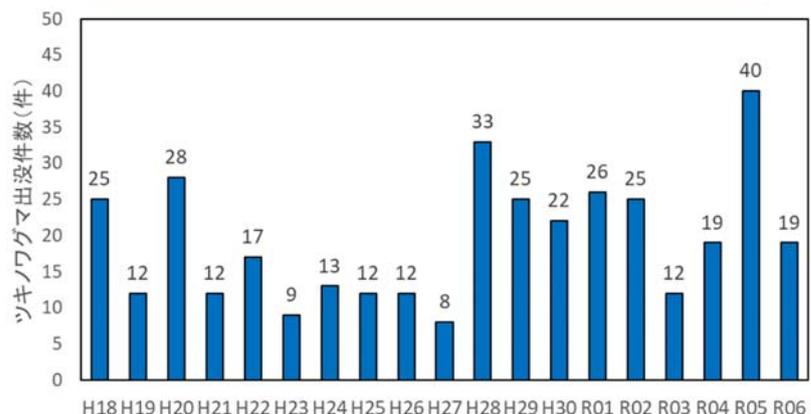
全国では

- 令和5年度にクマ類(ツキノワグマ、ヒグマ)の出没件数が **過去最多**(24,345件)、うち人身被害198件
- 令和6年度において既に **18件の人身被害が発生** (三重県調べ、R6年6月6日 正午時点)

三重県では

- 令和5年度の出没件数が **40件** (**過去最多**)
- 令和6年度は既に **19件**の出没情報 (令和6年6月6日 正午時点)

三重県におけるツキノワグマの出没件数の推移



令和6年度におけるクマ出没状況

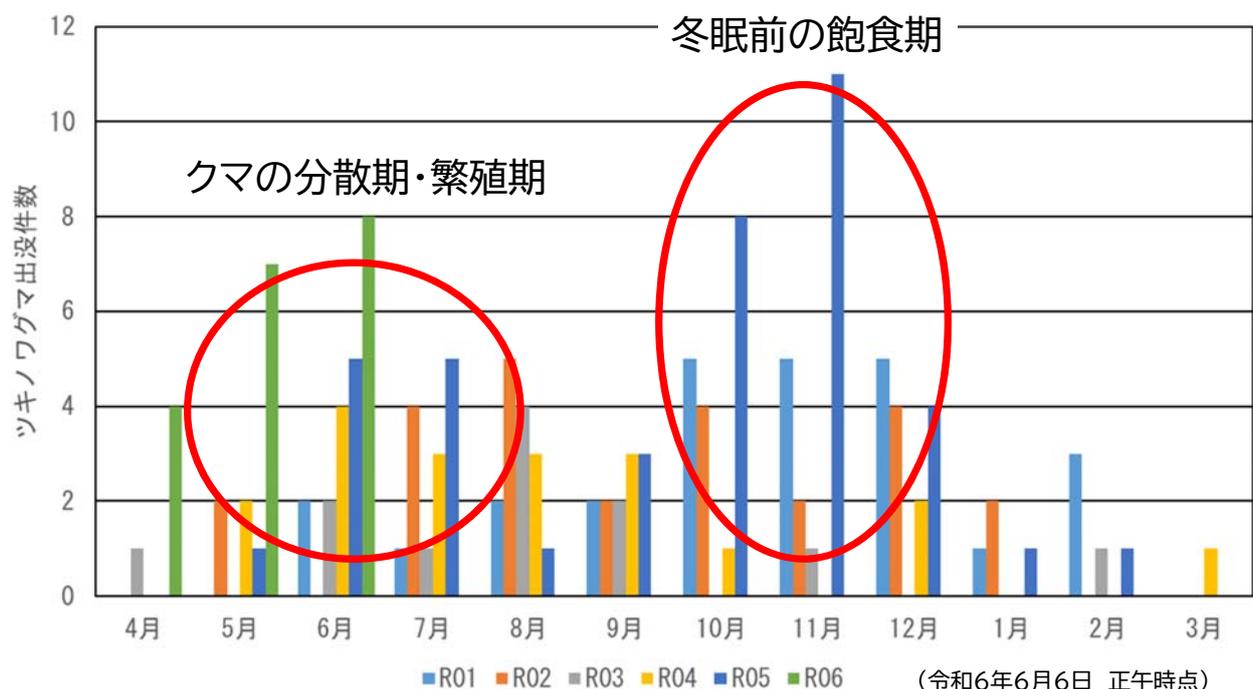
No.	日付	場所	出没の状況
1	R6.4.1	伊賀市	山林
2	R6.4.9	伊賀市	不明
3	R6.4.13	鈴鹿市	山林
4	R6.4.30	大紀町	道路沿い
5	R6.5.18	熊野市	林道沿い
6	R6.5.19	いなべ市	山林
7	R6.5.23	大紀町	川沿い
8	R6.5.25	熊野市	山際
9	R6.5.26	尾鷲市	道路沿い
10	R6.5.27	熊野市	山際
11	R6.5.30	尾鷲市	不明
12	R6.6.1	紀北町	川沿いの草むら
13	R6.6.2	熊野市	不明
14	R6.6.2	尾鷲市	道路沿い
15	R6.6.4	尾鷲市	山林
16	R6.6.4	熊野市	道路沿い
17	R6.6.4	紀北町	山林
18	R6.6.5	熊野市	山際
19	R6.6.5	大台町	山際



※ 寄せられた情報の中には、クマと断定できない情報も含まれています。

(令和6年6月6日 正午時点)

三重県におけるツキノワグマの月別出没件数



(令和6年6月6日 正午時点)

ツキノワグマの活動時期について

○5月頃(分散期): 若いクマが母グマから離れる時期
若いクマの出没が増加

○6～7月頃(繁殖期): オスがメスを求めて行動圏を拡大
普段、クマが出没しない地域で出没

○10～12月頃(飽食期): 冬眠前でクマの食欲が増す時期
多くの餌を求めて活発に行動

クマが冬眠をはじめる12月頃まで注意が必要

1 - 4

令和6年度第1回三重県鳥獣被害対策連携会議 R6.6.7

【資料2】

ツキノワグマへの新たな対応について

- 1 出没の未然防止
- 2 出没時の対策強化
- 3 県民へ注意情報の発出
- 4 有識者への意見聴取

三重県におけるクマの新たな対応

1 出没の未然防止

○県内で任命している鳥獣保護管理員、自然環境保全指導員により、

- ・ 出没地域の重点的な見回り
- ・ クマの嫌がる活動(サイレン等を鳴らす)

を定期的にするなど、パトロールを強化

⇒ 6月中旬の研修終了後、順次開始

2-1

三重県におけるクマの新たな対応

2 出没時の対策強化

○ツキノワグマ出没時の関係機関との訓練を県主催で実施

参加機関: 県(知事部局、警察)、市町、猟友会、自治会

開催市町: 県内29市町を対象(8ブロックに分け、計8回実施)

【ブロックの単位】

桑名、四日市、津、松阪
伊勢、伊賀、尾鷲、熊野

⇒ 7月から順次開始



2-2

三重県におけるクマの新たな対応

3 県民へ注意情報の発出

○県ホームページにおいて、出没情報の県民への提供

⇒6月7日から提供開始

○ツキノワグマ注意情報を記載したチラシによる普及啓発

配布先：市町(教育委員会、観光協会含む)

山岳・スポーツクライミング連盟、JA、森林組合

⇒7月中旬に配布実施

ツキノワグマ出没情報の提供イメージ

県ホームページ上での情報提供イメージ

The image displays two screenshots of the Mie Prefecture homepage. The left screenshot is for a PC, and the right is for a smartphone. Both show a prominent yellow banner with the text '注意！クマ出没急増中' (Attention! Bear sightings increasing rapidly) and 'クマ出没情報マップ' (Bear sighting information map). Red dashed boxes and arrows labeled '追加' (Add) point to the banner on both devices. The smartphone version also shows a '追加' label pointing to a '緊急情報' (Emergency information) section at the top.

ツキノワグマ出没情報の提供イメージ

Mie Click Mapsにおいて位置と発見時の状況を公開



2 - 5

チラシによる注意喚起の概要



初夏は、クマの繁殖期や子別れの時期が重なり、クマが活発に行動することがあります。
山菜採りなど様々な場面でツキノワグマの被害に遭わないよう、次のことに注意してください。

クマと出会わないために

- クマ鈴やラジオなどで自分の存在を知らせる
- 見通しの悪い場所に不用意に入らない

クマに出会ってしまったら

- 背中を見せない、走って逃げない
- 目を合わせたまま、ゆっくりと後退し、その場を離れる(落ち着いて行動)

クマを集落に寄せ付けない

- クマの食べ物(生ごみ、庭先の果樹、農作物等)を家の周辺に放置しない
- 集落周辺の藪の刈り払いを行い、クマが出没しにくい環境に

2 - 6

三重県におけるクマの新たな対応

4 有識者への意見聴取

○三重県自然環境保全審議会を開催し、ツキノワグマに関する県の施策の方向性について、委員から意見聴取

⇒ 7月に第1回審議会を開催

○林業者、狩猟者、有害捕獲事業者、登山客等へのアンケート調査（近年の目撃情報、過去からの増減の程度など）

⇒ 関係機関を通じて7月開始